

## 7 通所リハビリテーション費

\*「生活行為向上」リビテーションの実施後に「リビテーションを継続した場合の算算」については、「生活行為向上」リビテーション実施算加と対をなす評価であるため、告示の欄に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と理学療法士等体制強化算加との間に注があるものとみなして単位数を算定する。

## 二 社会参加支援加算 (1日につき 12単位を加算)

- |                |   |
|----------------|---|
| ④ サービス提供体制強化加算 | (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)△<br>(1回につき 18単位を加算) |
|                | (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)□<br>(1回につき 12単位を加算) |
|                | (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)<br>(1回につき 6単位を加算)   |

**注** 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：由山開始接種に居住する者へのサービス提供加算、介護障害者待遇改善加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「単行作業」は、中間管理層に常に置かれる「リーダーによる監視」、直接的監視と間接的監視による「ノーリースト式監視体制化」が、又は直接的監視による「ノーリースト式監視」が併用される場合

## 7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員は数が基準に満たない場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所 リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき 1,812単位) 要支援2 (1月につき 3,715単位)	×70／100	×70／100	+5／100	-376単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 1,812単位) 要支援2 (1月につき 3,715単位)				-752単位
						-376単位
						-752単位
□ 運動器機能向上加算		(1月につき 225単位を加算)				
ハ 栄養改善加算		(1月につき 150単位を加算)				
ニ 口腔機能向上加算		(1月につき 150単位を加算)				
ホ 選択的サービス 複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施 加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算) 運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算) 栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)				
	(2) 選択的サービス複数実施 加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)				
ヘ 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)				
ト サービス提供体 制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算) 要支援2 (1月につき 144単位を加算) 要支援1 (1月につき 48単位を加算) 要支援2 (1月につき 96単位を加算) 要支援1 (1月につき 24単位を加算) 要支援2 (1月につき 48単位を加算)				
チ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×34／1000) (1月につき +所定単位×19／1000) (1月につき +(2)の90／100) (1月につき +(2)の80／100)	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計			

: 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 介護報酬の算定構造(案)

社保審一介護給付費分科会 第119回(H27.2.6) 資料1-4より一部抜粋